

令和8年度北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金の申請について

北九州市環境局環境国際戦略課

1 概要

「SDGs推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資する環境関連技術・製品の海外展開を目指す市内中小企業等を対象に、現地での実証試験および事業可能性調査（FS）に要する費用の一部を助成し、海外での事業展開を支援します。

※サーキュラーエコノミー（循環型経済）とは、従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源の使用量の抑制やストックの有効活用を行うことで、付加価値を生み出す経済活動を指す。

2 助成内容

(1) 対象案件

環境への負荷低減に寄与し、「SDGs推進」及び「サーキュラーエコノミー推進」に資すると認められる、研究開発中またはすでに販売及び開発されている環境関連技術や製品による、①現地ニーズに適合させるための実証試験
②ビジネスモデル構築のためのFS

(2) 助成対象者

海外で実証試験またはFSを実施する中小企業のうち、下記①～③のいずれかに該当するもの。

- ① 市内中小企業
- ② 市内中小企業と連携する市外中小企業
- ③ 市内に事務所、事業所（研究施設を含む。）を置き、新たに助成金の交付の対象となる事業を開始しようとする中小企業者

※ 市内企業 ：北九州市内に事業所を有する企業 ※ 中小企業 ：会社法第二条第6項に規定する大会社に該当しない企業 ※ 市内中小企業と連携 ：市内中小企業と共同で事業を実施する、または市内中小企業の環境関連技術や製品を活用して事業を実施すること

(3) 助成期間

令和8年7月1日（水）～令和9年2月26日（金）

(4) 助成金額

- ①実証 助成限度額600万円（助成対象経費の1/2以内）
- ②FS 助成限度額200万円（助成対象経費の1/2以内）

(5) 助成対象経費

土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、保守・改造修理費、人件費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費

(6) 他事業における優遇措置の適用について

当助成事業は、外国人社員の方の在留資格「高度専門職」の取得を支援する「高度人材外国人受入促進事業」の対象です。

3 審査基準

北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱に定める「助成金の交付要件」を満たし、かつ適切な申請の手続きを行った申請者に対して、下記の審査基準により審査いたします。

- (1) 実施体制・・・事業実施体制が妥当か、また市外中小企業にあっては市内中小企業との連携が具体的か
- (2) 施策の適合性・・・本市の環境施策に適合しているか
- (3) 事業化の可能性・・・ビジネスモデルが明確で、早期の事業化が見込まれるか
- (4) 計画性・・・【実証】事業の実証場所が確保され、実証内容が具体的か
【FS】事業の想定国・地域や調査内容が具体的か
- (5) 事業の優位性・・・事業展開における競争的優位性が見込まれるか
- (6) 環境への負荷低減・・・温室効果ガス削減など環境への負荷低減貢献度が高いか
- (7) 事業趣旨への適合性・・・「SDGs推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資するか
- (8) 地域社会への還元・・・将来的に市内経済への還元や地域の活性化に結びつくことが見込まれるか

※「北九州市ゼロカーボン電力認定制度」に認定されている場合は、審査の際加点対象となります。

4 申請期間

申請の受付は令和8年4月13日（月）～5月22日（金）17時（締切厳守）です。受付期間内に、持ち込み、郵送または電子メールにてご提出ください。

- ・ **持ち込みの場合**は、申請手続きの効率化を図るため、その場で書類の確認をさせていただきます。申請内容についてお尋ねする場合がありますので、ご了承ください。
- ・ **郵送・電子メールの場合**は、受け取り後、書類の確認のご連絡等させていただく可能性がありますので、申請期限に余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。

5 申請先

北九州市環境局環境国際戦略課（アジアカーボンニュートラルセンター）
住所：北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター3階
電話：093-662-4020
FAX：093-662-4021
担当係長：坂田、担当者：前田

申請先は市役所（本庁舎）ではありません。ご注意ください。